

別表第 3

補助事業	
補助対象 ブロック塀等	別表第 1 又は別表第 2 で危険性の高いブロック塀等と確認されたもので、延長が 1 m 以上、かつ、道路等からの高さが 1 m 以上である (ただし、擁壁の上にブロック塀等が築造されている場合は、擁壁を含む高さが 1 m 以上、かつ、ブロック塀等の高さが 60 cm 以上 (コンクリートブロック塀にあっては 3 段以上) である)
補助要件	次に掲げる事項①から③の全てに該当し、④から⑦に掲げる事業のいずれかを実施すること ①ブロック塀等が道路等に直接面する ②施工業者等が施工する ③ブロック塀等を撤去した後に法令に違反した建築物又は工作物を設置しない
	④ブロック塀等撤去事業
	次に掲げる基準を満たすもの (1) ブロック塀等及び基礎の撤去工事 (2) ブロック塀等を撤去した後に道路等からの高さが 40 cm を超えるブロック塀等を築造しない (3) 道路後退内に建築物、門、塀等の建築及び立木、生垣等の植栽をしない
	⑤ブロック塀等改善事業
	ブロック塀等の高さを道路等から 40 cm 以下とする改善工事 (ただし、改善工事後に上部にフェンス等を設置する場合は除く)
	⑥軽量なフェンス等転換事業
	④又は⑤の後、それらに引き続き軽量なフェンス等への転換工事で、次に掲げる基準 (2 項道路以外に面する場合にあっては、(4)(5)を除く) を満たすもの (1) 基礎は、コンクリート造 (必要に応じ鉄筋を配置) とすること (2) フェンスを設置する場合の基礎は、道路等からの高さが 40 cm 以下 (擁壁を兼ねる場合は除く) であること (3) フェンス等の高さは、道路等から 2 m 以下 (法施行令第 130 条の 12 を適用した一団の土地は、同令に適合) であること (4) 対側地及び隣地の所有者と道路後退の位置が確定していること (5) 建築士等が設計及び工事監理すること

	<p>⑦生垣設置事業</p> <p>④又は⑤の後、それらに引き続き生垣を設置する工事で、次に掲げる基準（2項道路以外に面する場合は、(8)(9)を除く）を満たすもの</p> <p>(1) 植栽時の樹木の高さが概ね60cm以上であること</p> <p>(2) 樹木が列状に植え込まれ、生垣を形成していること</p> <p>(3) 樹木の本数が延長1mあたり2本以上であること</p> <p>(4) 生垣の健全な育成を図るため、せん定、病害虫の防除、肥料等を行うこと</p> <p>(5) 交通の障害又は他人の土地へ侵害等になる枝葉は、取り除くこと</p> <p>(6) 植栽後に紛争が生じたときは、当事者間において円満に解決すること</p> <p>(7) 花壇を設け、生垣を設置する場合は、当該花壇の高さは、道路等から40cm前後とすること（ただし、道路等と敷地に高低差がある場合で、市長が認めた場合はこの限りでない）</p> <p>(8) 2項道路に面する場合で、道路後退線に沿って縁石を設ける場合は、上記(7)にかかわらず当該縁石の高さは道路から20cm未満とすること（ただし、対側地所有者と道路後退線の位置が確定している場合は、この限りでない）</p> <p>(9) 道路後退内に生垣を設けないこと</p>
補助対象経費	<p>次に掲げる危険性の高いブロック塀等の補助要件に要する経費</p> <p>①補助要件の事業を実施する工事</p> <p>②撤去に伴い発生する資材の処分費及び運搬費</p> <p>③上記に掲げるもののほか、市長が減災に寄与すると認めた関連工事</p>
補助金額	<p>④ブロック塀等撤去事業 ⑤ブロック塀等改善事業</p> <p>補助対象経費の3分の2と基準額（1mあたり5,000円）を比較し、いずれか少ない額以内</p> <p>⑥軽量なフェンス等転換事業 ⑦生垣設置事業</p> <p>軽量なフェンス等を新設する補助対象経費又は生垣を新設する補助対象経費の3分の2に上記に相当する補助金額を加算した額以内</p>
補助限度額	<p>④ブロック塀等撤去事業 ⑤ブロック塀等改善事業</p> <p>一団の土地あたり100,000円</p> <p>⑥軽量なフェンス等転換事業 ⑦生垣設置事業</p> <p>一団の土地あたり200,000円</p>

別表第4

補助事業	
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木、門扉等の撤去及び移転に係る経費 ・ この要綱以外の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない経費 ・ 上記に掲げるもののほか、補助対象工事と認められない工事等に係る経費